

## 株式会社連専発行の商品券

# れんせん「SHOPPING BOND」をお持ちのお客様へ

～資金決済に関する法律第20条第1項に基づく払戻しのお知らせ～

弊社発行の商品券 れんせん「SHOPPING BOND」のご利用は平成29年10月31日をもって終了させていただきました。

これに伴い、未使用の商品券をお持ちのお客様は、下記の方法で払戻し手続きをお願いいたします。

### 記

◎払戻しの商品券 : れんせん「SHOPPING BOND」(額面 500円)

◎払戻しの期間 : 平成29年11月10日(金)から平成30年2月12日(月)まで  
(郵送の場合は期間内必着)

※払戻しの期間内にお申し出がない場合、当該払戻し手続きから除斥されますのでご注意ください。

◎申出及び払戻し方法 : ①または②

①和歌山市屋形町2丁目10番地 ルミエール華月殿 内 連専本社にて  
平日(土日祝除く)午前9時から午後6時までに、未使用の商品券をお持ちください。額面金額を現金で払戻しさせていただきます。

②〒640-8151 和歌山市屋形町2丁目10番地

株式会社 連専 業務課宛

上記宛先まで未使用の商品券を払戻し期間内必着でご送付(簡易書留)ください。ご送付の際、住所、氏名、日中の連絡先電話番号、商品券の枚数、額面合計金額、振込先口座をご記入の上(様式自由)同封願います。記載内容を確認後、ご指定の口座に振込みにて払戻しさせていただきます。

※振込手数料は弊社が負担いたします。

◎払戻しに関するお問い合わせ先

株式会社 連専 業務課 Tel 073-422-4127

午前9時から午後6時まで (土日祝除く)